

石川県弓道連盟規約細則

(趣 旨)

第1条 この細則は、石川県弓道連盟規約（以下「規約」という。）第27条にもとづき、石川県弓道連盟（以下「本連盟」という。）の運用に関し必要な事項を定めるものとする。

(構 成)

第2条 規約第5条に基づく加盟団体の構成は、1市または1町単位が望ましい。

2 高等学校及び中学校弓道部は、それぞれ高体連及び中体連として団体加盟の扱いとする。

3 前2項のほか、同一の会社、事業所等に勤務する者をもって構成する職域団体の加盟を認めることとする。

(加 盟)

第3条 高等学校及び中学校弓道部に所属しない学生又は生徒については、居住地の一般団体の会員として加盟を認める。

2 本連盟に加盟しようとする一般会員及び大学弓道部員は、会員登録申込書（様式1）に必要事項を記入の上、本連盟事務局に提出する。

3 新たに本連盟に加盟しようとする団体（構成人員10名以上）は、石川県弓道連盟加盟申込書（様式2）に必要事項を記入の上、当該団体の規約及び会員名簿並びに第4条の会費等を添付して本連盟事務局に提出する。

(経 費)

第4条 規約第17条第1号から第4号までの金額（年額）は、次のとおりとする。

(1) 会費 一人 3,000円

(2) 加盟団体分担金

① 一般及び大学 会員数10名につき 1,000円

② 高体連 50,000円

③ 中体連 12,000円

(3) 加盟金 10,000円

(4) 称号受有者賛助金（範教鍊士会費含む） 10,000円

（全弓連個人分担金）

第4条の2 規約第17条の2による全弓連個人分担金は、全弓連が定める対象会員に対し、一人1,000円を徴収し、指定期日までに全弓連に納付する。

(納入期日)

第5条 会費は、当該加盟団体の名簿を添えて毎年4月末日までに本連盟会計に納入する。

ただし、高校生及び中学生は会費を免除する。

2 加盟団体分担金は毎年3月末日現在の登録会員数をもって算定し、4月末日までに本連盟会計に納入する。

3 加盟金は、本連盟に加盟を申し込むときに、本連盟会計に納入する。

4 称号受有者賛助金は、別に連絡する方法により毎年度納入する。

附 則

1 本細則は、平成18年2月5日から実施する。

2 平成20年4月1日 一部改正

3 平成24年4月1日 一部改正

4 平成27年3月14日 一部改正